

学校の新たな教育活動の実施に向けたガイドライン

【保護者向け】

2020.9.15版



尾張旭市立三郷小学校

目 次

1	はじめに	1
2	学校施設での対策	1
3	毎日の健康観察	2
4	登校時の持ち物	3
5	換気の徹底	4
6	手洗いの徹底	4
7	消毒の徹底	5
8	授業時の確認	5
9	給食時の確認	7
10	清掃について	7
11	放課の過ごし方	8
12	部活動について	8
13	心のケアについて	9
14	野外活動・修学旅行ガイドライン	10

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言が5月中旬に解除され、その後全国的に学校が再開されました。新たな教育活動の実施に向け、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」において、学校運営の指針が示されました。さらに、6月以降の児童生徒と教職員の感染状況や感染経路等のデータや、年代別罹患率等のデータ・分析等も示されたことから、これらを参考に、感染症対策を講じながら教育活動を進めていくこととします。

新型コロナウイルス感染症については、感染症に関する基本的事項を把握し、対策を講じていく必要があります。

- 3つの密（密閉・密集・密接）が重なる場で、感染リスクが高まる。
- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染と接触感染で感染する。
 - ・ 飛沫感染：感染した人の咳やくしゃみのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことによる感染
 - ・ 接触感染：ウイルスが付着した手で目・口・鼻を触ることによる感染

まずは、こうした基本的事項を把握した上で、「三つの密の条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、一つ一つの条件が発生しないよう配慮する」「マスクを着用する」「手洗いなどの手指衛生に努める」などの感染症対策に取り組み、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが必要です。その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう学校医や学校薬剤師との連携体制を整え、保健管理体制を確立することが重要です。

また、授業での感染症対策や学校での生活指導など、保護者の皆様が安心して子どもたちに学校で学ばせることができるようにしていかなければなりません。このガイドラインには、学校生活の日課の流れに沿って、それぞれの場面で新型コロナウイルス感染症防止対策に関わる取り組みの内容について示しています。三郷小学校の子どもたちが新型コロナウイルスに罹らないように、そして、拡大を防止すべく、真摯に取り組むことに期待しております。まだ、先が見えない闘いではありますが、毎日を一生懸命生き、少しずつ日常の教育活動を取り戻していくことができるよう、今できることを共に行っていきたいと思えます。何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 学校施設での対策

- (1) トイレや手洗いの場所には、石けんを常時備えておきます。
- (2) 来客に備え、玄関等にアルコール消毒液を備えておきます。
- (3) 教室、トイレ、階段手すりなど、日常的に多くの人が触れる場所については、1日1回以上の消毒をします。
- (4) ウォータークーラーについては、衛生管理を徹底するとともに、感染症対策を講じた上で適切に使用します。




3 毎日の健康観察

【朝、学校へ登校する前に】

(1) 「検温」と「体調チェック」

- ①毎日、朝の体温を測って「健康観察記録表」に記入してください。
- ②風邪の症状や強いだるさ、咳があるときは当てはまるところに×をつけてください。
- ③保護者確認の印、またはサインをお願いいたします。
- ④お子様の登校時に「健康観察記録表」を持たせてください。

※自宅での検温を忘れた場合は、学校で検温と体調チェックをします。



尾張旭市立三郷小学校
健康観察記録表

姓 名
年 組 番 名前

- 体温が37.5℃以上の場合は、全校を控えてください。
 - 「風邪症状」「強いだるさ」「咳」の症状があるときは、表に×を書いてください。その場合は、全校を控え、医療機関に相談してください。
 - お子さんが欠席または遅刻される場合は、連絡帳を使わず、電話（54-8777）、もしくはFAX（52-2908）にて、三郷小にお伝えください。

日にち	例	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日
曜日		火	水	木	金	土	日
体温	36.8℃						
風邪症状	×						
強いだるさ							
咳							
親のサイン	☉						
親のサイン	☉						

《登校後に体調不良者を確認した場合》

- ・ 風邪症状等の体調不良がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼します。
- ・ 当該児童を安全に帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他児童との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。
- ・ 児童の不安を取り除く健康相談ができる体制を整えます。

(2) 発熱や風邪症状がある場合

- ①無理して登校せずに欠席し、自宅でしっかりと休養してください。また、「健康観察記録表」を家庭で保管し、記録を続けてください。
- ②欠席する場合は、保護者の方が学校へ電話連絡をお願いします。

(3) 出席停止となる場合

- ①発熱や風邪症状、体調不良（頭痛、腹痛など）がみられるとき（症状がなくなるまで）
- ②医療的ケアが必要な児童や基礎疾患等のある児童が、医師から登校すべきではないと判断された場合（医師が認めるまで）
- ③児童が保健所から濃厚接触者として指定された場合
- ④同居の家族に感染が確認された場合

※家族に濃厚接触者が出た場合は、出席を見合わせてもらう場合がありますので、学校までご相談ください。

- ⑤児童自身の感染が確認された場合（治癒するまで）
- ⑥海外（検疫対象強化地域・入管法に基づく入国制限対象地域）から帰国した場合
- ⑦同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合（レベル2の地域）

4 登校時の持ち物

【ウィルス対策をしっかりと】

マスク着用 ハンカチ ティッシュ ナフキン

〈登下校中のマスク着用について〉

—登校時—

- ・自宅から集合場所まではマスクをはずしても構いません。
- ・集合場所から学校までは、原則としてマスクを着用します。ただし、暑さで息苦しいと感じたときは、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を保ち、近距離での会話を控えた上で、マスクをはずしても構いません。

—下校時—

- ・登校時と逆のパターンとなります。



マスク着用の大きな目的は、飛沫の予防です。学校生活においては、通常マスクを着用します。マスクの色や柄は問いません。特に給食当番の場合、マスクの着用は必須です。マスクを忘れた場合は、当番の活動ができません。

※ 予備のマスクを持ってきてください。

※ マスクを忘れた場合、学校で輪ゴムマスクを渡します。



〈手洗い用のハンカチについて〉

学校生活においては何度も手洗いの場面があります。忘れずに持ってきてください。



感染予防を意識した学校生活においては、手洗い用のハンカチは絶対に必須です。毎日必ず交換してください。また、友達とのハンカチ等の貸し借りは厳禁です。感染予防のために、自分のものを用意してください。



【熱中症対策をしっかりと】

黄色の安全帽子 水筒 汗ふき用タオル

- ※ 水筒にはお茶や水を基本としますが、熱中症予防のためにスポーツ飲料を追加で持参することを許可します。ペットボトルやキャップに必ず記名してください。
- ※ 冷感タオルは、登下校中と休み時間に外で遊ぶときのみ、使用可とします。ただし、遊具を使うときは、はずします。
- ※ 日傘の利用は、危険を伴うため原則禁止とします。医療的配慮が必要な場合は、許可します。

5 換気の徹底

【密閉空間をつくらない】

(1) 窓の開放

- ① 授業中は2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておきます。
- ② 休み時間ごとに、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気します。



(2) 室温の調節

- ① 気候状況に合わせてエアコンや扇風機を使用している場合、適切に窓を開けたり換気扇を使用したりすることで換気に努めます。



3つの密をつくらないために、換気は絶対に必要な作業です。換気を行う場面として、朝の会・学級の時間・授業・放課・給食・清掃での実施を基本とします。

6 手洗いの徹底

【必要な場面で正しく手洗い】

(1) 登校したら「まず手洗い」

登校後に外からウイルスを持ち込まないため、石けんを使った丁寧な手洗いが感染予防の第1原則です。石けんの手洗いはアルコール消毒と同じ除菌効果があります。



(2) 手洗いが必要な場面

①登校したとき ②屋外から教室等に入るとき ③タブレットやボール等の共用物を使用する前後 ④トイレの後 ⑤給食の前後 ⑥そうじの後

※①～⑥の場面以外でも、今まで手洗いをしていなかった場面でも、自分が必要だと判断したら積極的に手洗いをします。

(3) 手洗いの方法

- ・流水と石けんで30秒程度洗い、ハンカチでふきます。
- ・手洗い後、きれいな手で蛇口に水をかけてから、蛇口をしめます。



(4) 清潔なハンカチの常備を

- ・手洗いをこまめにするため、清潔なハンカチを個人持ちとして、毎日必ず持参してください。



手洗いの目的は除菌です。外からのウイルス除菌、不特定多数が共用している器具を使った後の除菌などです。手洗いをこまめにすることで感染予防への意識が高まり、自らを感染から守るだけでなく、周囲を感染から守ることにつながります。

7 消毒の徹底

【必要な場面で消毒】

(1) 消毒が必要な場面

- ・給食当番は白衣を着用し、手洗いをした後に手指用のアルコールで消毒をします。
- ・トイレ清掃担当は、手洗いをした後に手指用のアルコールで消毒をします。



(2) 施設の消毒

施設の消毒は、教職員が1日に1回消毒します。

〈消毒の範囲（特に多くの児童が手を触れる場所）〉

—教職員が行うところ—

- ・トイレのドアノブ
- ・廊下の手すり
- ・水道の蛇口
- ・給食時の配膳台など

—清掃時に児童が行うところ—

- ・教室の引き戸の取手
- ・スイッチなど



「消毒」は菌やウイルスを無毒化することです。「除菌」は菌やウイルスの数を減らすことです。校内での共用物品（タブレットやボール等）の消毒は行わない代わりに、使用前後に流水と石けんによる手洗いをを行います。

8 授業時の確認

【いつもと少し違う授業に】

(1) 授業形態及び指導方法

- ① 教室内での机は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。
- ② 長時間、近距離で対面方式となる活動（グループ学習）を控えることとし、必要な場合であってもマスクの着用、距離、声の大きさなどに配慮するなどの工夫をします。
- ③ 原則として児童及び教員は授業中にマスクを着用していますが、感染予防とともに熱中症予防にも十分注意し、授業中にマスクをはずしたり、水分補給時間を設けたりするなどの配慮をします。
- ④ 児童の間で、教材教具の貸し借りはせず、自身のものを使用します。
- ⑤ 音読は、マスクを着用して会話程度の声の大きさを音読します。多人数での一斉音読は控えます。

(2) 学習内容や方法を工夫する教科

〈体育〉

- ① 体育の授業においては、マスクを着替えの際にはずし、各自で保管します。
- ② 授業前後の手洗いを徹底します。
- ③ 活動場所においては、3つの密が重なる場面を避け、可能な限り授業を屋外で実施します。屋内で実施する必要がある場合は、十分に換気をします。
- ④ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い内容の実施については、**仲間との距離をとれるように努めます。**
- ⑤ 水泳の授業は、実施しません。



〈音楽〉

- ① 授業前後の手洗いを徹底します。
- ② 合唱をする場合はマスクを着用し、向かい合わないようにして会話程度の声の大きさで歌います。
- ③ 第1音楽室・第2音楽室ともに机にパーテーションを付け、リコーダーや鍵盤ハーモニカなどの楽器を演奏する場合は、その机のみで行います。
- ④ リコーダーや鍵盤ハーモニカなどの楽器を演奏する場合は、下にハンドタオルを敷いて行います。なお、ハンドタオルは共有しません。
- ⑤ 演奏時以外は、マスクを着用します。
- ⑥ パーテーションの除菌は、1日1回清掃時に行います。

〈理科〉

- ① 特別教室で実験をする場合は、座席配置を工夫するとともに授業前後の手洗いを徹底します。

〈家庭科〉

- ① 調理実習は、近距離で対面方式の活動となるため控えます。

〈外国語・外国語活動〉

- ① チャンツや歌については、マスクを着用して会話程度の声の大きさで行います。
- ② 児童同士の会話については、マスクを着用して短時間で行います。
- ③ **教室内を動いて行う児童同士の会話については、時間を区切り、密集することのないように留意して行います。**



各教科の授業では、換気と学習形態、活動内容をしっかりと検討し、感染リスクを下げる取り組みを計画していきます。そのために、本来予定していた学習内容の順序や時期を入れ替えたりする対応を行う場合もあります。

9 給食時の確認

【安全な食事をするために】

給食時は、学校生活の中で一番気をつけなければいけない活動です。本来は楽しい時間ですが、予防対策の意識を高くももつ必要があります。ウィルスを口に入れないためにも、ルールをきちんと守ります。



(1) 準備について

- ① 給食当番はもとより全員手洗いを徹底します。
※担任が給食で利用する配膳台を事前に消毒します。
- ② 机は正面を向いたままとし、机上にナフキンを敷きます。
- ③ 担任は配膳する給食当番に手指用のアルコール消毒を行います。
- ④ 給食の配膳は給食当番が行います。給食当番用白衣は、他人と共用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯します。
- ⑤ マスクは「いただきます」のあいさつの後にはずし、ナフキンの袋やポケットにしまうなど、机上に置かないようにします。

(2) 食事中について

- ① 前向きの席のまま会食し、会話を控えます。
- ② 机上にハンカチなどを置き、咳エチケットに心がけます。
- ③ 配膳された食事は減らしたり、交換したりしません。
- ④ 食べ終わったらマスクを着用します。



(3) 片付けについて

- ① 密集しないように食べ終わった児童から各自で食器を片付けます。
- ② 牛乳パックは専用のゴミ袋へ捨てます。
- ③ 片付け後も全員手洗いを徹底します。



食品を扱うため、この活動は特に注意が必要です。手洗いはもちろん、飛沫防止を意識した行動を心がけます。また、配膳は当番のみが行い、多数の人が食器に触れないようにします。食器を片付けた後はしっかり手洗いをします。

10 清掃について

【より清潔な環境にする】

(1) 開始時

- ① 活動場所の窓を開け、換気を徹底します。
- ② 手洗いを徹底します。

(2) 清掃中

- ① マスクを着用し、必要最低限の会話を心がけます。
- ② トイレ清掃を児童が行います。便器の清掃は柄つきタワシで行い、ぞうきんや便座除菌シートで拭き上げることはしません。便器のよごれがひどい場合は教職員が行います。



- ③ 教室・特別教室の入り口引き戸や掃除道具入れの取手、窓側の手すりは、児童が台所洗剤を水で薄めた溶液（洗剤 5 g に水 500ml）に浸した雑巾で拭きます。

(3) 終了時

- ① 手洗いを徹底します。
② トイレ清掃を担当した児童は、職員確認のもと、手指用のアルコールで消毒します。

11 放課の過ごし方

【ソーシャルディスタンスを意識して】

(1) 室内での交流

- ① 窓を開放し、換気を徹底します。
② ソーシャルディスタンス 1 m程度を保てるように努め、直接ふれ合う行動は避けま
す。
③ 児童が感染するなど、感染の危険がある場合は、その場にいる教職員が声をかける
ようにします。

(2) 外遊びについて

- ① マスクをはずして外遊びをしても構いません。
② ソーシャルディスタンス 1 m程度を保てるように努め、
直接ふれ合う遊びは避けま
す。
③ 利用してよいものは以下に示す通りです。
遊具、ボール、一輪車、竹馬
※ 一輪車・竹馬は、1年及び2年を除きます。



- ④ 活動後、教室に入る前の手洗いを徹底します。

(3) 図書室の利用

- ① 窓を開放し、換気を徹底します。
② 使用前後の手洗いを徹底します。
③ 図書室で読書する場合は、短い時間で利用することを
心がけ、マスクを着用して会話を控えます。
④ ソーシャルディスタンス 1 m程度を保ち、直接ふれ合
う行動は避けま
す。
⑤ 貸し借りの手続きで並ぶ場合は、床に示した黄色い線を目安に並びます。



12 部活動について

【安全を最優先して活動する】

部活動は、9月以降に再開する予定です。

(1) 活動前

- ① 手洗いを徹底し、ハンカチ、タオル、水筒などは個人持
ちとし、他人と共用しません。
② 室内及び体育館の窓を開放し、換気を徹底します。
③ 風邪症状（咳、くしゃみ、喉の痛み）や発熱などの症状



があるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養をとります。

(2) 活動中

- ① 児童が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏する活動などについては、ソーシャルディスタンスを意識して行うことができるように工夫します。
- ② 屋内で活動する場合は、3つの密の場면을避けるため、人数を絞った活動とし、こまめに換気を行います。また、児童が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチなど）は適宜消毒をします。
- ③ 活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控えます。
- ④ 準備運動を十分に行い、運動強度は段階的に高めるとともに、熱中症事故防止についても適切な措置を講じます。
- ⑤ マスクをはずして活動しても構いません。

(3) 活動後

- ・活動終了時（片付け・清掃含む）には必ず手洗いを行い、下校します。

(4) 再開に向けての日程

- ・ 7月27日（月） 部活動保護者懇談会の案内配布（5年、6年）
- ・ 8月25日（火） 部活動保護者懇談会実施 ※部活動参加申込書を配布
- ・ 8月26日（水）から8月31日（月）
部活動参加申込書を回収
- ・ 9月 7日（月） 部活動再開

13 心のケアについて

【安心して学校生活を送れるように】

- (1) 心理的なストレスを抱えている児童もいると考えられるため、学級担任等が努めて個々に対する声かけを行います。
- (2) 学級担任等は、学年をはじめ、養護教諭や教育相談担当と常に情報共有し、適切に対応できる体制を整えます。
- (3) 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくします。
感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は不適切であり、断じて許されないものです。
 - ① 全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がけます。
 - ② 児童に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることを学級活動や集会等の機会に繰り返し指導します。

1 対策骨子

主な感染経路である飛沫感染及び接触感染のリスクに応じた対策を行います。

2 具体的な感染防止対策

- (1) 集団で行動するときは、可能な限り人と人との距離をとり、場合によりお互いの会話を控えます。
- (2) 消毒設備の設置・整備等を事前に各施設及び活動場所に依頼し、手洗いや消毒を状況に応じて計画的に行います。
- (3) 旅行期間分のマスクを準備していただき、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行します。（気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクをはずす場合があります。）
- (4) 輸送機関、見学・食事・宿泊施設、活動場所等に換気を依頼し、確認します。

3 実施の可否

- (1) 学校において感染者が確認され、学校全体が臨時休業の措置をとっている場合は中止とします。
- (2) 保健所から実施の見合わせを指導されたときは中止とします。
- (3) 出発までは、学校と市教育委員会が連絡を取り、新型コロナウイルス感染症に係る情報収集に努めます。出発日には、感染症蔓延あるいは拡大の懸念、国の緊急事態宣言や自治体の判断、宿泊施設や見学地等の閉鎖などの状況をもとに最終的な実施の可否について判断をします。

4 児童の健康管理

(1) 検温と体調チェック

- ・毎日、朝の体温を測り、体調をチェックし、健康観察記録表に記入してください。なお、出発7日前から実施日まで林間学校前健康カード（5年）、修学旅行前健康カード（6年）にも記入してください。
- ・出発日の朝、林間学校前健康カード（5年）、修学旅行前健康カード（6年）を学校（担任）へ提出してください。

(2) 出席停止の判断

- ・感染者及び濃厚接触者と保健所から指定をされた場合
- ・実施日の出発前に健康観察をし、発熱等、風邪の症状がある場合
- ・感染者との接触がある場合は、保健所の指示に従う。
- ・同居の家族に発熱等、風邪の症状がある場合

5 実施地で体調不良者を確認したときの対応

- (1) 発熱等の体調不良がみられる場合には、当該児童に安心感をもたせ、他児童との接触を避けられるように旅行業者を含めて相談し、対応します。
- (2) 保護者に連絡をして迎えを依頼します。

※当該児童を安全に帰宅させるまで（保護者に引き渡すまで）、上記の対応を

します。

- (3) 感染者と特定された場合は、保健所及び医師の判断に従い、感染者と濃厚接触者への対応をします。

6 その他

- (1) 教職員の感染者及び濃厚接触者は、児童の例によります。また、教職員の健康確認も確実にいき、感染予防に努めます。
- (2) 輸送機関、宿泊施設、食事施設、見学施設等において、それぞれの感染症対策ガイドラインや一般社団法人日本旅行業協会の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に即した対応を依頼し、確認します。